



求せられる定員であるといへば、それまでではありますけれども、國家財政の面でも多少開運を持つておりますので、でき得るならば最小限度の定員の線で食いとめるということは、私どもとしては好ましいことと考えるのであります。それでこの表に上げられておりますところの定員が、絶対的に増加しなければならぬ定員であるかどうか。場所々々によりまして、ほとんど仕事がなく、これは需要がありましかれども、あまり仕事の量といたしましても、終日執務しなければならぬほどの量もなく、相当閑職の所もあるようでありまして、そういうところでは場所々々によつて臨時の措置を講じて、兼務の方法をお考えになつて、ここにあげられた定員を幾らか少なくするといふ方策を、お考えになつていと思ひます。総裁の御説明によりまして、最小限度の定員の増加という御趣旨のようでございますが、最小限度ということは、さらに何らかの機会に増員することをお考えられるという、伏線のある言葉と考えられるのであります。この二つの点について、御答弁をお願いしたいと思います。

○岡崎政府委員 ただいま佐藤委員からきかれて適切な御質問がございましたので、それに対して政府委員としてお答え申し上げます。裁判所事務局の説明を承りますと、このたびの定員は最小限度の必要を満たすためのやむを得ない定員の増加だそうでございます。その点はさう御了承願ひたいと存じます。

なお將來の増員の必要があるかどうかというお尋ねでございますが、少なくとも今年度におきましてはこの定員で十分でございます。今年度内に増員する考えは最高裁判所にはないよう承つております。將來の問題になりますとこれは例へば少年法の實施、あるいは家庭裁判所の新設、刑事訴訟法、民事訴訟法の改正規定の實施といふ問題は、いずれも画期的な改正でございます。一應の目安をつけまして、裁判所といたしましては充足したわけでございますが、運用の實施と予想とが多少食い違ふ場合にも、これは十分あり得ることでございますので、將來は絶対に定員の増加をお願いするやうなことはないといふことをここで確言することは困難ではないかと思ひます。あるいは實施の面におきまして、どうしても不自由であつて、新法の精神に徹せられないといふことであれば、これはやむを得ないこととして定員の増員をお願いいたさなければならぬと思ひます。しかし近い將來において、ただちに定員の増員をお願いするといふことは、少なくとも裁判官についてさういふことをお願いするといふことは、近い將來においてはなからうと思ひます。なおこまかい点につきましては、裁判所の説明員にお願いいたしたいと思います。

員で十分でございます。今年度内に増員する考えは最高裁判所にはないよう承つております。將來の問題になりますとこれは例へば少年法の實施、あるいは家庭裁判所の新設、刑事訴訟法、民事訴訟法の改正規定の實施といふ問題は、いずれも画期的な改正でございます。一應の目安をつけまして、裁判所といたしましては充足したわけでございますが、運用の實施と予想とが多少食い違ふ場合にも、これは十分あり得ることでございますので、將來は絶対に定員の増加をお願いするやうなことはないといふことをここで確言することは困難ではないかと思ひます。あるいは實施の面におきまして、どうしても不自由であつて、新法の精神に徹せられないといふことであれば、これはやむを得ないこととして定員の増員をお願いいたさなければならぬと思ひます。しかし近い將來において、ただちに定員の増員をお願いするといふことは、少なくとも裁判官についてさういふことをお願いするといふことは、近い將來においてはなからうと思ひます。なおこまかい点につきましては、裁判所の説明員にお願いいたしたいと思います。

ておるのであるか、あるいは定員すなわち充足する実員という立場から増員されたものであるかどうかをお尋ねしたいと思ひます。

○岡崎政府委員 このたびの定員の増加は、もとより形式上増すものではございませんので、なるべくこれだけの定員は補充を得まして、實際必要な実員として増員したい、こゝういふうちに裁判所は考へておられるようでありまして、ただ判事の補充につきましては従前も非常に困難を感じておられるところでありまして、年度内に必ずこれだけの増員が全部補充し得るかという見通しになりまして、これは相當困難を伴うと思ひますので、裁判所におかれましては十分努力せられまして、必ずそれを實員で埋める決心でいられるように承つております。

○佐藤(通)委員 わかりました。

○酒井委員 一点お尋ねをいたします。從來裁判所におきましては、私ども常に出入りをしておりました、非常に職員が不足で、見ておつてもまことにお氣の毒な状態であるとともに、私もが弁護の仕事に当りますにも、判事が足りなかつたりする關係上、十分迷惑に存しておつた次第であります。そこで予算の面が許すならば、こゝうした不便を一掃するために、相當人員をふやされることが當然だと思ひます。むしろこの際少しぐらいふやしまして、すぐ實務の上に不便を感じます。労働基準法はございまして、裁判官は時間を超越してやつておられるあの状態を知つたならば、遠慮すべきでないと思ひます。そうした意味から、むしろ今の質問とは反対に、實際に間に合うかどうかというところ、財政方面の当局とは了解済みかどうかという二点をお尋ねいたします。

○岡崎政府委員 このたびの定員の増加は、もとより形式上増すものではございませんので、なるべくこれだけの定員は補充を得まして、實際必要な実員として増員したい、こゝういふうちに裁判所は考へておられるようでありまして、ただ判事の補充につきましては従前も非常に困難を感じておられるところでありまして、年度内に必ずこれだけの増員が全部補充し得るかという見通しになりまして、これは相當困難を伴うと思ひますので、裁判所におかれましては十分努力せられまして、必ずそれを實員で埋める決心でいられるように承つております。

○佐藤(通)委員 わかりました。

○酒井委員 一点お尋ねをいたします。從來裁判所におきましては、私ども常に出入りをしておりました、非常に職員が不足で、見ておつてもまことにお氣の毒な状態であるとともに、私もが弁護の仕事に当りますにも、判事が足りなかつたりする關係上、十分迷惑に存しておつた次第であります。そこで予算の面が許すならば、こゝうした不便を一掃するために、相當人員をふやされることが當然だと思ひます。むしろこの際少しぐらいふやしまして、すぐ實務の上に不便を感じます。労働基準法はございまして、裁判官は時間を超越してやつておられるあの状態を知つたならば、遠慮すべきでないと思ひます。そうした意味から、むしろ今の質問とは反対に、實際に間に合うかどうかというところ、財政方面の当局とは了解済みかどうかという二点をお尋ねいたします。

○岡崎政府委員 このたびの定員の増加は、もとより形式上増すものではございませんので、なるべくこれだけの定員は補充を得まして、實際必要な実員として増員したい、こゝういふうちに裁判所は考へておられるようでありまして、ただ判事の補充につきましては従前も非常に困難を感じておられるところでありまして、年度内に必ずこれだけの増員が全部補充し得るかという見通しになりまして、これは相當困難を伴うと思ひますので、裁判所におかれましては十分努力せられまして、必ずそれを實員で埋める決心でいられるように承つております。

○佐藤(通)委員 わかりました。

○酒井委員 一点お尋ねをいたします。從來裁判所におきましては、私ども常に出入りをしておりました、非常に職員が不足で、見ておつてもまことにお氣の毒な状態であるとともに、私もが弁護の仕事に当りますにも、判事が足りなかつたりする關係上、十分迷惑に存しておつた次第であります。そこで予算の面が許すならば、こゝうした不便を一掃するために、相當人員をふやされることが當然だと思ひます。むしろこの際少しぐらいふやしまして、すぐ實務の上に不便を感じます。労働基準法はございまして、裁判官は時間を超越してやつておられるあの状態を知つたならば、遠慮すべきでないと思ひます。そうした意味から、むしろ今の質問とは反対に、實際に間に合うかどうかというところ、財政方面の当局とは了解済みかどうかという二点をお尋ねいたします。

と、財政方面の当局とは了解済みかどうかという二点をお尋ねいたします。

○岡崎政府委員 たいへん御理解ある御質問と承りました。實際この法案に盛り込んでおる定員の要求は、予算とにらみ合せての大蔵省との折衝した結果の定員でありまして、これで決して十分とは申されませんが、現状の國家財政から考へまして、ただいまはこの点でいたしました、他に定員の増と申しましたも新しい檢察審査会、家庭裁判所といふものが新たにできたといふことで、どうしてもこれだけの定員は必要なのではないかと思ひます。なお現在の實員は非常に少ないのであります。が、事務官、書記等については、現在の定員でほとんど充實してあります。これ以上増すことはできないのであります。ただ判事につきましては、判事、判事補の資格の問題その他がありまして、結局前國會において判事の待遇について御考慮をわづらわしたのであります。が、やはり待遇問題と関連いたしまして、どうしてただちにこれだけの實員を充實するかどうかということも、多少考えられますが、事務官につきましては、これだけの人員ではおつしやるように事務に忙殺されるだらうと思ひます。

○酒井委員 希望として、將來司法当局は全力をあげて職員の充實をはかつていただきたいと思います。

○高橋委員 本案に対して御質疑はありませんか。

それでは質疑もありませんようです。から質疑はこれにて打ち切り、續いて討論に移りたいと存じますが御異議ありませんか。

○高橋委員 御異議なしと認めます。それでは討論に移ります。

○松本委員 裁判所職員が今日不足しておるといふことは顯著な事實であります。原案は適切な案であると思ひますので、民自党を代表いたしまして原案に賛成いたします。

○猪俣委員 社会党を代表いたしまして、原案に賛成いたします。

○安田委員 民主党を代表いたしまして、原案の説明を承りまして至極もつともだと思ひますので、賛成の意を表します。

○酒井委員 國民協同党を代表いたしまして原案に賛成をいたします。なお先ほど質問のときにも申し述べましたが、これは新たに新設される部局に対する定員の増加に関するものと思ひます。が、旧來の部局におきましても、非常に裁判所は手不足で、人員が足りないの、將來はその充實をはかられんことを希望いたしておきます。

○高橋委員 討論は終局いたしました。これより採決いたします。

本案は原案のごとく決するに賛成の諸君はお起立を願ひます。

〔総員起立〕

○高橋委員 起立総員、よつて本案は全会一致をもつて原案通り可決せられました。なお本案に関する委員会報告書の作成については委員長に御一任願ひたいと存じますが御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高橋委員 御異議なしと認めてさうにとりかはります。

○高橋委員 御異議なしと認めます。それでは討論に移ります。

○松本委員 裁判所職員が今日不足しておるといふことは顯著な事實であります。原案は適切な案であると思ひますので、民自党を代表いたしまして原案に賛成いたします。

○猪俣委員 社会党を代表いたしまして、原案に賛成いたします。

○安田委員 民主党を代表いたしまして、原案の説明を承りまして至極もつともだと思ひますので、賛成の意を表します。

○酒井委員 國民協同党を代表いたしまして原案に賛成をいたします。なお先ほど質問のときにも申し述べましたが、これは新たに新設される部局に対する定員の増加に関するものと思ひます。が、旧來の部局におきましても、非常に裁判所は手不足で、人員が足りないの、將來はその充實をはかられんことを希望いたしておきます。

○高橋委員 討論は終局いたしました。これより採決いたします。

本案は原案のごとく決するに賛成の諸君はお起立を願ひます。

〔総員起立〕

○高橋委員 起立総員、よつて本案は全会一致をもつて原案通り可決せられました。なお本案に関する委員会報告書の作成については委員長に御一任願ひたいと存じますが御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高橋委員 御異議なしと認めてさうにとりかはります。

○高橋委員 御異議なしと認めます。それでは討論に移ります。

○松本委員 裁判所職員が今日不足しておるといふことは顯著な事實であります。原案は適切な案であると思ひますので、民自党を代表いたしまして原案に賛成いたします。

○猪俣委員 社会党を代表いたしまして、原案に賛成いたします。

○安田委員 民主党を代表いたしまして、原案の説明を承りまして至極もつともだと思ひますので、賛成の意を表します。

○酒井委員 國民協同党を代表いたしまして原案に賛成をいたします。なお先ほど質問のときにも申し述べましたが、これは新たに新設される部局に対する定員の増加に関するものと思ひます。が、旧來の部局におきましても、非常に裁判所は手不足で、人員が足りないの、將來はその充實をはかられんことを希望いたしておきます。

○高橋委員 討論は終局いたしました。これより採決いたします。

本案は原案のごとく決するに賛成の諸君はお起立を願ひます。

〔総員起立〕

○高橋委員 起立総員、よつて本案は全会一致をもつて原案通り可決せられました。なお本案に関する委員会報告書の作成については委員長に御一任願ひたいと存じますが御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高橋委員 御異議なしと認めてさうにとりかはります。

○高橋委員長 続いて刑事訴訟法施行法案を議題とし審査を進めます。

本条について御質疑はありますか。御質疑はないようであります。それから御質疑は盡きたようでございますから、質疑はこの程度で打ち切り、討論に移りたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○高橋委員長 異議なしと認めます。

それでは討論に移ります。この際委員長の手元に安田幹太君提出の修正案が提出されております。これを朗読いたします。

刑事訴訟法施行法案修正案

刑事訴訟法施行法案の一部を次のように修正する。

第二條中「公訴の提起があつた」を「第一審における第一回の公判期日が開かれた」に改める。

第四條中「公訴が提起されてい」を「第一審における第一回の公判期日が開かれていない」に改める。

第八條を第十四條とし以下第十七條までを六條ずつ順次繰り下げ

第七條の次に次の六條を加える。

第八條 第四條の事件で新法施行前に公訴の提起があつたものについて、時効は、新法施行の時からその進行を停止し、管轄違又は公訴棄却の裁判が確定した時からその進行を始める。但し、新法第二百七十一條第二項の規定により公訴の提起がその効力を失つたときは、この限りでない。

2 共犯の一人に対する前項の規定による時効の停止は、他の共犯に

第二類第五号 法務委員会議録 第四号 昭和二十三年十二月十二日

対してその効力を有する。この場合において、停止した時効は、当該事件についてした裁判が確定した時からその進行を始める。

3 第一項の事件で犯人が国外にいる場合又は犯人が逃げ隠れているため有効に起訴状の謄本の送達ができなかつた場合には、時効は、新法施行の時から国外にいる期間又は逃げ隠れている期間その進行を停止する。

第九條 前條第一項の事件について、新法施行の際すでに新法第二百五十六條第六項の規定の趣旨に反する書類その他の物が裁判所に提出されているときは、裁判所は、速やかにこれをその提出者に返還しななければならない。

2 前項の事件について、起訴状が新法第二百五十六條第二項から第四項まで及び第六項の規定の趣旨に反するときは、検察官は、速やかにその趣旨に従つてこれを訂正しななければならない。

3 第一項の事件については、新法第二百七十一條及び第二百七十二條中「公訴の提起があつたとき」とあるのは「新法施行後」とし、「公訴の提起があつた日から二箇月以内」とあるのは「新法施行の日から三箇月以内」と読み替へるものとする。

第十條 第八條第一項の事件については、旧法第三百五十六條の規定は新法施行後も、なおその効力を有する。

第十一條 第八條第一項の事件で新法施行前に告訴又は請求の取消があつたものについては、旧法第三

百六十四條第五号の規定は新法施行後もなおその効力を有する。

第十二條 第八條第一項の事件で新法施行前に公訴の取消があつたものについては、新法第三百四十條の規定は、適用しない。この場合には旧法第三百六十四條第三号の規定は、新法施行後も、なおその効力を有する。

第十三條 新法施行前に略式命令の請求があつた事件の略式手続については、新法施行後も、なお旧法による。

なお本修正案について提案者より提案理由の説明をお願いします。

○酒井委員 ちよつと緊急動議。実はこの点につきましてなほ慎重に考慮したい面がございますので、しばらく採決その他を御延期願ひたいと思ひます。

午後一時三十七分休憩

午後四時四十二分開議

○松本委員長代理 それでは休憩前に引続きまして、會議を開きます。

刑事訴訟法施行法案を議題といたします。

修正案について提案者より提案理由の説明をお願いします。

○安田委員 ただいま私から提案いたしました本法案に対する修正案の内容を御説明申し上げ、その理由を申し述べたいと思ひます。

本修正案の内容は、先ほど御朗読に相なりましたところでも明らかなように、これを要約いたしますと、新旧両法

を適用する事件を何によつてわかつたかという点につきまして、政府の原案がこれを公訴の提起によつてわかつたといひますに對しまして、私はこれを修正して、今年中に公判期日が開かれるか否かによつて分類すべきであると考えまして、その趣旨を目的としたものでございまして、これに付随して幾多の條項の修正を目的としたしておるものでございまして、政府の御提案になりました原案は、先の國會におきまして政府から御提出になりました本法案を、本國會が修正をいたしましたので、その修正案を原案として採用いたしましたものでありまして、私の本修正案は、また元の政府旧原案に復歸しようとする点になるのであります。先の國會におきまして、政府の旧原案を國會が修正をいたしました場合におきまして、私も民主黨におきましては、その修正の趣旨が十分に徹底を欠いておつたために、これに同意いたしましたのでございしますが、その後本法案の提出を待ちまして慎重に検討をいたしました結果、私も同意いたしました。これを旧原案に復歸せしめなければならぬといふことを考えるに至つた次第であります。私も一度國會が修正しました案を、行きがかり上維持しなければならぬといふことも考えなければならぬのでありますが、私どもは面子にこだわることなく、改むべきものはこれを改めなければならぬ。ことにそれが人民の利益に重大な利益を持つ場合におきまして、國會の面子のゆゑにこれを行わないといふことは間違つたことであると考えて、かような修正案をあえて提出をいたしました次第でございまして、御承知のように旧

刑事訴訟法におきましては、司法警察官、檢察官の尋問調書が証拠として採用せられ、これらの書類が起訴状とともに裁判所に送られ、裁判所はこれをあらかじめ審査いたしました公判に臨む制度になつております。この旧制度が今日まで被告人に對していかなる不利を及ぼしたかといふことは、私が改めて申すまでもなく十分に國民周知の事實でございまして、これが新刑事訴訟法によつて改められまして、司法警察官、檢察官の威力を用いた調書が証拠として採用されるためには、嚴重な條件が附せられ、裁判所はかような書類をあらかじめ閲覧して予断を懷いてはならないことにいたしましたことは、まことに進歩的な制度でありまして、私もこの法案が施行せられることによりまして、被告人の利益はまことに重く保護せられるものであるとして喜んでおる次第であります。従つてこの法案を一日も早く、一人でも多くの人に適用して、その恩恵に浴させなければならぬといふ考え次第であります。

ところで原案のごとく、新法の適用する事件の範圍を、今年中に起訴せられた者に及ぼさしめないといふことにいたしますならば、私の修正案のように今年中に公判期日が開かれたものだけはやむを得ないが、今年中に起訴せられたものであつても、公判の開かれないうちは、新法を適用するといふことにはいたしませんとの二つの差では、新法の利益に浴することのできる被告人は一万五千人、あるいはそれ以上に達するのであらうと私は考えるのであります。かように二万五千人以上に上る多数の被告が新法の恩恵に浴するか、

あるいは浴しないかという事は、私も国会議員としてまことに重大な事柄として、慎重に考えなければならぬことである。新法制度の趣旨に従いますならば、あらゆる犠牲を拂つても、これらの人々にできるだけ新法の恩恵を與えなければならぬと考える次第であります。政府の修正案に対しても御意見は、修正案を採用いたしますと、新法の適用を受ける事件があまりに多くなる。人員と費用とがとてつ件わないと、かような御説明でありましたが、この人員、費用の点につきましては、先ほど可決いたしました法案によりまして、もはや十分となつたと考える次第でございます。また新法を適用する事件が急激に増加しては、混乱が生じてまことに手数が煩雜になつて困るといふ御意見でございます。私はこの一万五千件の事件につきまして、檢察廳が一般裁判所に提出しました記録をとりもどして、起訴狀を書き直すという手間は、きわめてわずかなものであらうと考える次第であります。またその他準備ができないといふことを申して、政府の方々はこの修正案に同意できないと申されておりますが、これはまことに遺憾にたえない次第であると思ひます。新刑事訴訟法が來年の一月一日から施行せられなければならないといふことは、早くからわかつておつたところであります。それを今日に至つて準備ができないと申されることは、私どもとしてまことに受け取れませぬ事柄であります。準備ができないといふことは、むしろ今日まで準備を怠つておつたのであると考えざるを得ないのであります。すなわち裁判所、檢察廳におきまして

は、保守的気分が強く、古くから手がけた裁判制度を一日でも長く温存したいといふ氣持が働いて、でき得るならばこの新法の適用を延したいといふ保守的な氣分が、故意に新法の適用をサボタージュしたとしか私は考えられないのであります。いやしくも人民の権利の保護といふことを強調いたします國會議員といひましては、かような保守的サボを排斥いたしまして、この際できるだけ、廣く新法を適用するといふ、本修正案に賛成をしていただくべきであらうと考えるのであります。かような意味におきまして、私は社会党的進歩的な考えを持たれた方々が、この私の修正案に対して、賛成の意見を特にお持ちになるべきではなからうかといふことを私は考える次第であります。またさらに政府原案のごとき、新法と旧法との適用を公訴提起の時期によつてわかつかういたしますと、運用上にもきわめて不都合な事件が起ると私は考えるのであります。今日の檢察廳の実狀におきましては、小さな枝葉末節の事件を揃えて先ず起訴いたしました、その事件について勾留いたしました、その勾留期間を利用して他の犯罪を捜査をして、これを追起訴するといふのは、御承知のごとき檢察の慣習でありまして、かような事柄が多数行われております。かような事件につきましては、枝葉末節における頭の事件だけは今年中に起訴せられ、主たる事件は來年になつて追起訴せられ、従つてこの二つの事件が一つは旧法によつて、一つは新法によつて裁判をせられるというやうな結果が出て参ります。もし二つの事件を同一の裁判手続で併合して審理いたしますれば、被告人に対しては併合罪の規

定で一つの刑が言いわたされるのであります。これが併合ができないと、新法、旧法の刑事訴訟法に分離して裁判を受ける結果、二つの刑が言いわたされるという結果になります。これは被告にとつて非常に不利益な次第となるのであります。さらに同一の事件について、同じやうな關係にある被告が多数ある事件についてみますと、最初に捜査に着手せられ、最初に起訴せられた人は新刑罰の恩恵に浴することができない。後で起訴せられた被告が、新刑罰によつて裁判を受けるという不公平な結果が生じます。さらにその不公平な結果は裁判の上で表われて、旧刑罰によつて裁判を受けた人は有罪となり、新刑罰によつて裁判を受けた人は、新刑事訴訟法の嚴密な証拠に關する制限の規定によつて、無罪の裁判を受けるというやうな事態も生ずるのであります。かような事柄も生ずるのであります。かような技術的な都合という面から見ましても、私はこの法案に對しましては、私の主張するやうな修正案でなければならぬと、かように考える次第であります。

何とぞ諸君の御賛成を願ひたいと思ひます。以上民主黨を代表いたしまして、修正案の提案理由を御説明いたしました。松本委員長代理 別段御質疑ございませんければ討論に移りたいと存じますが、御異議ございませんか。〔異議なしと稱ふ者あり〕

○松本委員長代理 御異議はないと認めまして、原案及び安田君の修正案を一括して討論に付します。

○岡井委員 民主自由黨を代表いたしまして政府原案に賛成し、修正案に反對いたしました。安田君御所存のやうな欠点もございしようが、政府当局の御苦心の点も考えまして、要は旧法といへども無罪を有罪にするためのものではありませぬ。新法もいたずらに有罪なる者を免れしめる法律ではないと思ひます。ただ刑事裁判におきましては、人權擁護こそ願ひしいものであります。これを一度誤れば、麗々しい判決も三文の價値もないのであります。これは從來の司法部がはなはだ認識すべきところであつたように思ひます。この点深く御了解くださいまして、要は運用を全たからしめるやうにお願いしたいのでございします。

○猪俣委員 私も安田修正案には反對いたしました。その理由は、われわれは理想を追求しながら現実を省みて、新しい刑事訴訟法を決定したのであります。それから、これは現行法よりもよいものであるといひまして賛成いたしましたものでありますから、その実行の一日も早からんことをいねごうことは安田氏に譲るものではないのであります。しかしながら、この現実を凝視せずして、ただ理想を追ひますと、この現実が理想を反撃いたしました。理想がくずれろといふことは、われわれの生活体験から明らかでございします。この刑事訴訟法はいいものではありますけれども、一月一日からの実施につきましては、偽らざるどころ、裁判所においても檢察當局においても、初めから御自信がなかつたといふことは言ひ得ると思ひます。われわれもいわゆる当事者訴訟主義をとつておりまして、名目のみ美しくして実が伴わないことになりましてはいけませんので、弁護士の義務についている人々の意見を徴しましたが、やはり実施につきましては一應の疑念を持つてゐるのであります。そこでかような現実の認識から出発いたしまして、この施行法につきましてはわれわれは論議したのであります。四月一日まで延ばしてしまひたいといふ意向があつたのであります。その筋の折衝によりまして不可能であるといふことに相なり、よりやくにして公訴の提起という線までこれ食い止めたといふのが現実であります。実はこの施行法につきましては、公判期日をもつてするか、訴訟の提起をもつてするかといふことが中心課題でありまして、熱心な討論がこの委員会でも継続せられ、なおその筋にも熱心に働きかけまして、いろいろな事情を勘考いたしまして、最後に公訴の提起をもつてするといふことに結着したのであります。今これが改めて安田委員によつて提出せられました。安田委員は委員会開會中かやうな御意見はなかつた。民主黨を代表されまして、中村俊夫君もわれわれの意見に同調せられ、これを決定したのであります。今突如として民主黨に反對があるからといふことでこの提案をされたといふことは、私どもとしては時機遅しの感あるのみならず、實際問題としてもむづかあります。これをむりに通しましても、ただ形のみ美しくして実がそれに伴わないといふことで、かえつて人權保護に欠けることが起るのじやないかといふ、われわれの老練心もあるものであります。こいねがわくば安田委員もこの点を了とせられ、社会党的進歩的政黨であるからして、これに率先賛成せられることを求められましたが、進歩的政黨はまた決して

現実を忘れる政党ではなく、大地に足を踏みしめて進むべき政党であるという意味におきまして、実際その側に当られる弁護士及び裁判所、検察廳のさつばらんなる実状をお聞きした上で、最後のわれわれの線としてこまどとどまつたのであります。この意味におきまして、私は原案に賛成いたしました、安田修正案には反対であります。

○安田委員 私は民主党を代表いたしました。本修正案に賛成し原案に反対の意見を持つものでございす。ただいま現実と理想とが違ひ、現実の狀態は修正案のようなことでは不都合を生ずると御主張になりましたが、私も實務に關係を持つ者といしまして十分に考えました結果、この修正案はやうとすればできる案だと考えて提出をいたしましたのであります。ただ單に現實を無視して理想のみをもつて提出し、あるいは私の理想を宣傳せんがために提出した修正案ではないのでございす。要するに実行しようと思えば私は実行可能であると、かように考えて提出をいたしました次第であります。弁護士のほとんど全部がこの修正案ではやつて行けないという御意見であるという反對理由でございすが、私も多数の弁護士の人々が、新法の施行が一日もおそからんことを希望いたしておりますことは承知いたしておりますが、これは私は今日の弁護士としてまことに不都合な考え方であると思ひます。すなわち新刑事訴訟法によりますれば、弁護士の活動の範圍が非常に多いので負担が重くなります。従つて安易を貪る弁護士として、一日でも新法の適用をおそいことを希望いたす風潮が充満

いたしておりますが、私はかような弁護士の考え方には賛成ができませんのであります。弁護士が新法に基いて、許された防禦權を全面的に活用する時期が、一日も早く來たらんことを念願するやうな弁護士であつて欲しいと、私は考える次第であります。かような意味におきまして、私は修正案に賛成をいたし、原案に反対をいたすものであります。

○酒井委員 私は國民協同黨を代表いたしました。政府原案に賛成を修正案に反対をいたします。ただいま民主党の代表者から、現在の弁護士が怠慢で職務範圍の範圍が拡張せられ、それが煩わしいからというやうなことを言われたが、私はこれは大いに當らないものと思ひます。在野法曹におきましては、新刑事訴訟法の運用を大いに期待し、自分たちの職務範圍の範圍を拡張されたことについて、むしろ大なる喜びを持つておるものと思ひます。しかしこれは修正案の賛否の論議ではありませんが、私の意見を申し述べた次第であります。さて政府原案に賛成いたしますが、ただ運用につきましましては、將來この局に當る者は大いに留意しなければならぬものであると思ひます。現行刑事訴訟法の運用に當りましても、法規の表面からすれば、人権を擁護されておりますから、りつばな運用をするならば、なお優秀の成績を上げることができるとも思ひます。一例を申し上げます。なご留の問題にいたしましては、一條文の規定から見て勾留の理由のない者を勾留し、保釈の願ひを出しまして、何ら証拠を隠滅し、逃亡するおそれがないというやうな、勾留の理由のない者に保釈も許さないというやうな運用を誤る点に、大いに法の精神を失ふ面があると思ひます。人権擁護の立場を十分盛り上げた新刑事訴訟法の運用に當りましても、かかる運用の実を十分發揮しなければならぬという希望を述べて、原案に賛成いたします。

○松本委員長代理 討論は終局いたしました。それでは安田君提出の修正案及び原案について採決をいたします。まず安田君提出の修正案について採決をいたします。安田君修正案のごとく修正するに賛成の諸君の御起立をお願いいたします。

○松本委員長代理 討論は終局いたしました。それでは安田君提出の修正案及び原案について採決をいたします。まず安田君提出の修正案について採決をいたします。安田君修正案のごとく修正するに賛成の諸君の御起立をお願いいたします。

○松本委員長代理 御異議なしと認めましてさうとりはからいます。

○松本委員長代理 次は裁判所法の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

○松本委員長代理 御異議なしと認めましてさうとりはからいます。

○松本委員長代理 次は裁判所法の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

○松本委員長代理 御異議なしと認めましてさうとりはからいます。

○松本委員長代理 御異議なしと認めましてさうとりはからいます。

○松本委員長代理 御異議なしと認めましてさうとりはからいます。

○松本委員長代理 御異議なしと認めましてさうとりはからいます。

○松本委員長代理 御異議なしと認めましてさうとりはからいます。

○松本委員長代理 御異議なしと認めましてさうとりはからいます。

○松本委員長代理 御異議なしと認めましてさうとりはからいます。

せられ、これが可決せられました。その内容について概要を御説明申し上げます。

修正の箇所は二つございます。第一点は裁判所図書館に関する修正でございます。政府原案におきましては、最高裁判所に設置せられる図書館なるものが、法文の上で國立國會圖書館の支部であるという性格を明らかにしてありまので、これを法文上に明らかにする趣旨の修正でございます。

第二点は満洲國在職官吏のある特定の者につきまして、その年数を通算する趣旨の判事補の職務の特例等に関する法律の一部を改正する等の修正でございますが、原案によりますと、「裁判所構成法による司法官試験たる資格を有し、満洲國の學習法官、高等官試験又は前條に掲げる満洲國の各職の在職年数が通算して三年以上になる者については、その三年に達したときに裁判所構成法による判事又は檢察たる資格を得たものとみなし」という趣旨があらうますが、この三年が長きに失するといふことで、これを二年に修正するといふのでございます。これは内地におきまする司法官試験あるいは修習生の在職年数と対比いたしましたして、三年は長きに失するので、これを二年に改められたという趣旨で修正になつたわけでありま。簡單でございますがこれをもちつて修正文の説明を終わります。

○松本委員長代理 本案について何か御質疑なり御意見ございせんか。

それでは別に御質疑もないようでございますので、本案に対する質疑はこれにて終局いたします。

○榊原(干)委員 本案については、討論を省略したために採決せられんことを望みます。

○松本委員長代理 ただいまの榊原君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○松本委員長代理 御異議なしと認めます。よつて討論は省略してただちに採決に入ります。

昭和二十四年二月十七日印刷

願います。

「議員起立」

○松本委員長代理 起立総員、よつて本案は全会一致原案の通り決しました。

なお委員会報告書の作成に関しましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○松本委員長代理 御異議なしと認めます。よつて討論は省略してただちに採決に入ります。

罰金等臨時措置法案は政府の原案の通りに決するに賛成の諸君の御起立を望みます。

○松本委員長代理 次は罰金等臨時措置法案を議題に供します。

本案について御質問ありませんか。御質問がなければ質疑を終局いたしまして討論に移りたいと思ひます。

○榊原(干)委員 討論は省略いたしましたので、ただちに採決に入らんことを希望いたします。

昭和二十四年二月十八日発行

願います。

「議員起立」

○松本委員長代理 起立総員、よつて本案は全会一致原案の通り決しました。

なお委員会報告書の作成に関しましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○松本委員長代理 御異議なしと認めます。よつて討論は省略してただちに採決に入ります。

午後六時三十分開議

○高橋委員長 休憩前に引き続きまして再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後十時三十分散会

衆議院事務局

印刷者 印刷局